

宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務

宮崎県東京ビル再整備事業に係るアドバイザー業務

2 委託業務の目的

宮崎県では、東京都千代田区に所有する宮崎県東京ビルについて、老朽化が進んでいること、民間活用により資産の高度利用の余地があること等から、再整備（建替）を計画している。

この再整備を行う民間事業者の公募・選定等の手続を行うに当たり、民間活用による公共施設等整備に係る知識や、財務、法務、建築等の専門的知識を必要とするため、これらの知見を有する事業者には、必要な書類の作成や助言等の支援業務を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 委託業務の内容 ※各業務の成果品（作成資料等）は、適時に県に提出すること。

(1) 民間事業者の公募及び選定に係る書類の修正（令和3年度）

- 令和2年度に作成した公募要項等（公募要項、リスク分担表、審査基準、基本協定書、要求水準書、契約書及び様式集ほか、公募に必要な書類）の案について、審査委員会における意見等を踏まえ、また、財務、法務、建築等の専門的知見から問題がないか内容の確認を行った上で、修正し、完成させる。
- 公募開始から事業者選定までの間において、上記の公募要項等について変更、修正等の必要が生じた場合に、適宜、変更、修正等を行う。

(2) スケジュールの修正（令和3年度～令和4年度）

- 県が作成したスケジュールについて、事業の進捗や法務面から必要な修正を行う。

(3) 事業費の算定（令和3年度）

- 公募に当たり、事業費の算定を行う。

(4) 民間事業者からの質問、意見等への対応（令和3年度）

- 公募開始後に民間事業者から出された質問、意見等への回答（案）を作成する。
- 民間事業者との意見交換会実施に係る支援（助言、必要な資料の作成、記録の作成等）を行う。

(5) 提案内容の審査に係る支援（令和3年度）

- 参加資格確認申請書類により、参加資格の確認を行う。
- 提案書について、形式的な要件を満たしているかの確認を行う。
- 提案書に基づき、事業性等の評価に係る助言を行う。
- 提案内容を整理し、審査委員会での審査を支援するための補助書類等を作成する。

(6) 審査委員会の運営に係る支援（令和3年度）

- 審査委員会に同席し、運営に係る支援（説明支援、助言、記録の作成等）を行う。
- 審査結果に基づき、審査講評資料（案）を作成する。

(7) 事業者選定結果の公表資料（案）の作成（令和3年度）

- 審査結果に基づき、事業者選定結果の公表資料（案）を作成する。

(8) 基本協定締結に係る支援（令和4年度）

- 基本協定締結に係る助言や、選定事業者との調整等、基本協定締結のために必要な支援を行う。

(9) 契約締結に係る支援（令和4年度）

- ・ 既存施設の解体、定期借地権の設定及び県施設購入に係る契約について、助言や、選定事業者との調整等、契約締結のために必要な支援を行う。

(10) 上記の他、民間事業者の公募・選定等の手続における支援（令和3年度～令和4年度）

- ・ 上記の他、民間事業者の公募・選定等の手続における助言、説明資料の作成等の支援業務を行う。

5 業務実施報告書等

上記4の業務毎に指定した実施年度の末日までに、当該年度に実施した内容について、業務実施報告書により報告を行うこと。

なお、同報告書には、各業務により作成した資料の最終版を添付すること。

提出形式：紙媒体2部及び電子データ（電子データは、メールでの提出可。）

提出先：宮崎県財産総合管理課庁舎管理担当

6 その他

- ・ 受託者は、県と十分に協議を行いながら委託業務を実施すること。
- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守すること。
- ・ 受託者は、財務、法務、建築等の専門的知識及び PPP 事業のアドバイザー業務の経験を有する十分な数の職員を配置して委託業務を実施すること。
- ・ 成果品の著作権等一切の権利は、県に帰属する。
- ・ 委託業務に必要な場合に県が貸与する資料については、忘失、汚損、破損等のないよう受託者において厳重に管理すること。
また、委託業務の完了後直ちに県に返還すること。
- ・ 受託者は、委託業務の処理上知り得た事項を受託者以外の者に漏らしてはならず、また、県から貸与・提供等された資料やデータを県の許可なく受託者以外の者に貸与、提供又は使用させてはならない。
- ・ 委託業務の主たる部分を再委託してはならない。
- ・ 受託者（受託者の再委託先・協力先を含む。以下同じ。）及び受託者と資本・人事面において関連があると認められる者は、宮崎県東京ビルの再整備に係る事業に応募することができない。
※ 「資本・人事面において関連がある」とは、次の状態を指す。
資本面において関連がある・・・一方の企業が他方の企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
人事面において関連がある・・・一方の企業の役員が他方の企業の役員を兼ねている場合
- ・ 受託者は、宮崎県東京ビルの再整備に係る事業に応募しようとする事業者のコンサルタント等となってはならない。